

大阪市告示第665号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市営住宅使用料及び市営住宅附帯駐車場使用料並びに証明発行手数料の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年5月15日

大阪市長 横山英幸

1 委託先

委託を受けた者の名称	事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
大阪市住宅供給公社 理事長 栗屋 千恵子	大阪市北区天神橋六丁目 4番20号 住まい情報センター内	市営住宅使用料及び市営住宅附帯駐車場使用料並びに市営住宅及び市営住宅附帯駐車場にかかる証明発行手数料
株式会社東急コミュニティー 代表取締役 速川 智行	東京都世田谷区用賀四丁目 10番1号	市営住宅使用料及び市営住宅附帯駐車場使用料並びに市営住宅及び市営住宅附帯駐車場にかかる証明発行手数料

2 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日

(都市整備局住宅部管理課)